

メリット制最低労働者数早見表

事業の種類の分類	番号	事業の種類	メリット収支率算定期間の各年度における最低労働者数	
			平成元年度	平成21年度
林業	02	木材伐出業	(20)	(20)
	03	その他の林業		
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	20	20
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	20	20
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	45	68
	25	採石業	20	20
	26	その他の鉱業	20	20
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	50	68
	65	たばこ等製造業	80	82
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	67	100
	44	木材又は木製品製造業	20	28
	45	パルプ又は紙製造業	40	63
	46	印刷又は製本業	67	100
	47	化学工業	58	91
	48	ガラス又はセメント製造業	50	58
	66	コンクリート製造業	20	30
	62	陶磁器製品製造業	22	23
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	20	20
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	50	63
	51	非鉄金属精錬業	40	51
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	23	58
	53	鋳物業	20	22
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	20	39
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	25	58
	55	めっき業	34	75
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	40	68
	57	電気機械器具製造業	80	100
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	58	91
59	船舶製造又は修理業	20	20	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	80	100	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	58	100	
61	その他の製造業	37	58	
運輸業	71	交通運輸事業	67	91
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	22	39
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	20	36
	74	港湾荷役業	20	25
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	80	100
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	50	36
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	31	33
	93	ビルメンテナンス業	80	75
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	80	63
	97	通信業、新聞業又は出版業	80	100
	98	卸売業、小売業、飲食店又は旅館その他の宿泊所の事業	80	100
	99	金融、保険又は不動産の事業	80	100
	94	その他の各種事業	80	100